

建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請の手数料^{※1}

1. 住宅

【性能基準】

	面積区分 延べ面積(㎡)	認定 手数料(円)		変更認定 手数料(円)	
		適合証添付しない	適合証添付する	適合証添付しない	適合証添付する
戸建	200未満		34,000		4,700
	200以上 ~		38,000		4,700
共同	300未満		69,000		9,300
	300以上 ~ 2,000未満		110,000		20,000
	2,000以上 ~ 5,000未満		200,000		45,000
※2	5,000以上 ~		280,000		80,000

2. 非住宅

【モデル建物法】

面積区分 延べ面積(㎡)	認定 手数料(円)		変更認定 手数料(円)	
	適合証添付しない	適合証添付する※3	適合証添付しない	適合証添付する※3
300未満		87,000		9,300
300以上 ~ 1,000未満		110,000		16,000
1,000以上 ~ 2,000未満		150,000		27,000
2,000以上 ~ 5,000未満		240,000		80,000
5,000以上 ~ 10,000未満		310,000		130,000
10,000以上 ~ 25,000未満		370,000		160,000
25,000以上 ~		430,000		200,000

【標準入力法・主要室入力法】

面積区分 延べ面積(㎡)	認定 手数料(円)		変更認定 手数料(円)	
	適合証添付しない	適合証添付する※3	適合証添付しない	適合証添付する※3
300未満		230,000		9,300
300以上 ~ 1,000未満		280,000		16,000
1,000以上 ~ 2,000未満		370,000		27,000
2,000以上 ~ 5,000未満		520,000		80,000
5,000以上 ~ 10,000未満		640,000		130,000
10,000以上 ~ 25,000未満		760,000		160,000
25,000以上 ~		870,000		200,000

3. 複合建築物の場合

上記、住宅に定める金額と非住宅に定める金額を合計した金額とする。

4. 認定申請に併せて、建築基準関係規定の適合審査を申し出る場合

上記の金額に、建築確認申請に係る手数料相当額を加えた金額とする。

※1 複数の建築物が連携する場合(建築物エネルギー消費性能向上計画に法第29条第3項の規定する他の建築物を記載する場合)の認定を申請する際の手数料は、棟ごとに算出した手数料を合算した金額とする。

※2 共同住宅の共用部分を評価しない方法を用いる場合の手数料は、共用部分を除いた床面積に基づき算出した金額とする

※3 法第30条第1項の規定による認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物の適合判定手数料は、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請(適合証添付)の手数料と同額とする。